

にかほ市移住希望者登録者制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、にかほ市移住希望者登録制度（以下「制度」という。）を実施することにより、本市に移住を希望する又は本市への移住に関心を持つ市外在住者に対し、本市の魅力やイベントに関する情報、移住定住支援に関する情報、当該市外在住者が必要としている情報等の提供を行うことで、本市への関心を維持しながら移住への具体的な動きへとつなげることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 制度に登録することができる者は、市外に住所を有し、本市に移住を希望する者又は本市への移住に関心を持つ者とする。

(登録の方法)

第3条 制度への登録を希望する者は、にかほ市移住希望者登録票（様式第1号。以下「登録票」という。）に必要事項を記入の上、市長に提出するものとする。ただし、登録票に記載すべき内容を満たした書式等による登録は、これを妨げないものとする。

(台帳の登録)

第4条 市長は、前条の規定により登録票の提出があったときは、にかほ市移住希望者登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録票に記入された事項を登録するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の申出は、登録票により行うものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者が本市に移住したとき。
- (2) 登録者から、にかほ市移住希望者登録抹消申出書（様式第3号）により登録の抹消の申出があったとき。
- (3) その他市長が適当と認めたとき。

(情報の提供)

第7条 登録者への情報提供は、登録者が第3条の規定により登録した際に希望した配信方法により提供するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年5月28日から施行する。